

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 義援金の配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

#### 第1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

##### 1 義援金の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収書を交付し、当該現金を市収入役所管の歳入歳出外現金に受入れる。

##### 2 義援物資の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収証を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

#### 第2 義援金等の配分

義援金等の配分は、保健福祉部が行うものとする。配分に当たっては、被災状況等を勘察し配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

### 第2節 弔慰金、見舞金等の支給

災害により被災した市民に対し、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月27日）、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年3月29日）及び北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱に基づき、弔慰金及び見舞金を支給する。

#### 第1 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

保健福祉部及び区対策部は、災害弔慰金及び災害見舞金の支給を行う。

## 第3節 被災証明の交付

災害によって被害の生じた者（以下「被災者」という。）からの証明申請に基づき、被災の証明をすることができるものとする。

### 第1 被災の証明

#### 1 被災証明

火災及び風水害等の被災状況の調査結果又は調査記録に基づき、証明することができる被災内容について、その事実を被災証明書により証明するものとする。

#### 2 被災届出証明

火災及び風水害等による被災事実を証明することはできないが、被災の事実が客観的に推測できる場合に、その被災の届出があったことを被災届出証明書により証明するものとする。

### 第2 被災の証明の交付等

別に定める「火災に係る被災の証明事務取扱要領」及び「風水害等に係る被災の証明事務取扱要領」によるものとする。

### 第3 被災の証明事務

被災の証明に関する事務取扱については、消防部が、必要に応じて区対策部の協力を要請し、行うものとする。

## 第4節 公共施設の災害復旧

被災した公共施設については、再度の災害の発生を防止するため、必要に応じ、原形復旧、改良又は施設の建替を行うものとする。

また、多数の世帯の住宅が滅失した場合においては、住宅を失った者の居住の安定を確保するため、公営住宅の建設等、必要な公共施設の新設を行うものとする。

【付属資料編】  
296頁

## 第5節 災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保

公共施設等の災害復旧・復興事業については、法律に基づき国が全部、若しくは一部を負担し、又は補助するが、市はそれに必要な措置を講じるものとする。

【付属資料編】  
297頁

## 第6節 民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免

被災した民間施設の早期復旧・復興及び被災者の生活確保を図るため、必要な資金の融資、あっせん及び租税の減免等の措置を講じる。

【付属資料編】  
299頁

## 第7節 災害共済基金

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため、互助共済方式によって積立てを行い、財政運営の円滑化を図るものとする。

【付属資料編】  
300頁

## 第8節 災害復旧・復興体制

大規模な災害が発生し甚大な被害が生じた場合における、総合的な都市の復興に向けた災害復旧・復興事業の実施体制の確立を図るための計画である。

### 第1 北九州市災害復興本部

被災状況等を勘案し、総合的な復旧・復興体制を確立する必要がある場合、「第3章・第1節防災組織」に基づく災害対策本部会議で検討し、市長を本部長とした「北九州市災害復興本部」を設置する。

### 第2 災害復興計画等の策定

北九州市災害復興本部において、都市基盤施設、被災者の生活再建支援、地域経済等の復興支援策を包含した災害復興計画等を策定し、迅速な都市の復興に向け、災害復旧・復興事業の推進を図る。

# 第4章

第4節  
第8節

公共施設の災害復旧・復興体制  
民間施設等の災害復旧の助成及び租税の減免  
災害復旧に伴う国の財政援助確保  
災害共済基金